

議員提出第16号

八ッ場ダムの早期完成に関する意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成21年12月16日

提出者 吉川市議会議員 加崎 勇

賛成者 吉川市議会議員 山崎 勝 他

〃 鈴木 加 蔵

〃 小野 潔

〃 安田 真也

〃

〃

吉川市議会議長 高崎 正 夫 様

提案理由 口頭

八ッ場ダムの早期完成に関する意見書

八ッ場ダム建設事業は、昭和27年の計画以来半世紀以上が経過し、地元の強い反対はあったものの、事業は継続され、この間、209世帯、800人以上の住民が故郷を去り、残った住民は、代替地に新しい生活の場を作り、未来に向けてスタートを切っている。この新しい代替地での生活や川原湯温泉旅館街の移転計画は、ダム湖建設を前提とした生活再建計画として成立しているものである。

八ッ場ダム建設は、首都圏430万人もの人々が生活できる水量・毎秒22, 209立方メートルを供給し、さらに温暖化による地球規模の災害にも対応する事業であり、1都5県の人々の安心・安全のために重要な位置づけを持つ。そして、東京・群馬・茨城の「八ッ場ダム裁判」において、治水・利水での必要性は、司法の下で認められている。

本市の位置する埼玉県下にとっても治水及び利水面はもとより、717万県民の生命・財産を守る観点から必要不可欠なダムである。ましてやこれまでの建設事業費4600億円のうち、治水分では埼玉県が180億円と最も多く支出され、利水分でも772億円（補助金を除く実負担は389億円）を支出してきた。これには県民160万人分の使用量に相当する水道水確保が目標にあり、仮に取水制限された場合には、埼玉県では地下水に頼らざるを得ず、地下水採取が現在の1.8倍に膨れあがると予想され、相当な規模の地盤沈下が再発するおそれがある。

また、昭和22年9月発生のカスリーン台風による利根川の決壊等により、吉川市でも床下浸水、床上浸水のみならず、全壊した家屋や死亡事例もある。さらに、農作物の被害も大きな打撃を被っており、当然ながら当時と現在の人口増を鑑み、水害防止の観点からも必要性大である。

このように、八ッ場ダムの建設は、埼玉県民、市民の安全・安心を確保するために必要であるとともに、国策として57年の長きにわたって、関係住民及び地方自治体の負担の上に進められてきた事業である。したがって、国の責任において完遂されるべきものである。

国においては、関係地方自治体との十分な協議の上、八ッ場ダムの建設を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成21年12月16日

埼玉県吉川市議会

提出先

内閣総理大臣

財務大臣

国土交通大臣